

給与支払者 各位

## 令和6年度（令和5年分） 給与支払報告書の提出について（お願い）

日頃、税務行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

令和6年度（令和5年分）給与支払報告書の総括表をお送りしますので、給与支払報告書を下記要領により提出くださるようお願いいたします。

## 記

## 1. 提出にあたっての注意事項

- (1) 給与支払報告書は必ず同封の総括表を表紙にして提出してください。  
(貴社独自の総括表で提出される場合も、お送りした総括表を一番上に添付してください。)
- (2) 給与支払報告書（個人明細書）は、次のとおり仕切り紙をつけてください。  
◎特別徴収者（市県民税を給与から天引きする方）⇒特別徴収仕切り紙（ピンク色）  
◎普通徴収者（市県民税を個人で納付する方）⇒普通徴収仕切り紙（青色）
- (3) 従業員の市県民税は、原則として特別徴収（給与天引き）により納付することとなっています。既に退職された方や、普通徴収仕切り紙（青色）に記載してある条件に該当する方のみ普通徴収となりますので、ご理解とご協力をお願いします。
- (4) 所在地、名称等に変更がある場合は、総括表の印字を朱書きで修正してください。
- (5) 報告対象は令和5年1月1日から同年12月31日までに給与を支払った全ての方（退職者、パート、アルバイトを含む）です。給与を支払った方がいない場合は、提出及び連絡は不要です。
- (6) 国税庁ホームページに掲載される「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご確認のうえ、報告書を作成してください。  
特に注意していただきたい点について、裏面「給与支払報告書記載の注意点」もご覧ください。
- (7) 給与支払報告書の用紙サイズは、地方税法によりA5サイズに規定されていますので、独自のものを使用する場合は、A5サイズに近づけていただくようご配慮ください。
- (8) 給与支払者が個人事業主の場合は、成りすましなどの被害防止のため、提出（郵送を含む）の際に本人確認（番号確認と身元確認）を行っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。  
代理人が提出する場合は、代理権の確認（委任状等）と代理人の身元確認が必要となります。

2. 提出期限 **令和6年1月31日（水）必着**

## 3. 退職者及び就職者について

従業員の退職や就職に伴い、次に該当する場合は必ず必要書類を提出してください。

- ◎特別徴収として報告書を提出したが、退職等で給与天引きができなくなった場合 ⇒ 給与所得者異動届出書  
◎報告書を提出していない人で、就職等により新たに特別徴収の対象とする場合 ⇒ 特別徴収への切替申請書

※上記の退職、就職等に伴う書類については、令和6年4月12日（金）までに提出いただいた分までを令和6年度当初課税に反映させていただきます。

## ～ 個人住民税の特別徴収税額通知の受取方法が変わります！ ～

## ○特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データ（正本）での受取が始まります

- 令和6年度から、eLTAX（エルタックス）を経由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者が申出をしたときは、eLTAX（エルタックス）を経由して特別徴収税額通知（特別徴収義務者用・納税義務者用）の電子データを特別徴収義務者に送信します。
- 電子データの受取のためには、納税義務者に電子的に配布するための体制が必要です。

## ○特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子データ（副本）が廃止されます

- 紙（正本）と電子データ（副本）の受取はできなくなります。
- 光ディスク等により送付していた電子データ（副本）も廃止となります。

※受取方法の詳細については新発田市ホームページをご確認ください。

提出先 ↓切り取って封筒に貼りお使いください

〒957-8686

新発田市中央町3丁目3番3号

新発田市役所 税務課 市民税係 行

（給与支払報告書在中）

【問い合わせ先】

新発田市 税務課 市民税係

TEL 0254-28-9321（直通）

# 給与支払報告書記載の注意点

該当箇所をもれなく記載してください。 ※誤って旧様式で提出されたり、記載漏れがあると正しく税額を計算できませんのでご注意ください。

⑥ 給与支払報告書（個人別明細書）

※		※ 種別		※ 整理番号		※	
支払を受ける者	住所	※ 区分		受給者番号			
		令和6年1月1日現在の 新発田市の住所		個人番号		役職名	
				(フリガナ)		氏名	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額	
内	千円	円	千円	円	千円	円	千円
(源泉)控除対象配偶者の有無	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)			16歳未満扶養親族の数		障害者(本人を除く)の数
有	老人	特定	老人	その他	特別	その他	特別
従有	千円	円	人	従人	人	従人	人
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額	
内		千円		円		千円	
(摘要) <ul style="list-style-type: none"> <li>前職分を合算している場合は支払額、支払者を必ず記載(記載がない場合、正しく税額を計算できなくなります)</li> <li>事業専従者給与の報告書には、摘要欄に「専従者給与」と記載</li> </ul>							
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額	円
住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除適用回数	居住開始年月日(1回目)	年	月	日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	円
	住宅借入金等特別控除可能額	居住開始年月日(2回目)	年	月	日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	円
(源泉・特別)控除対象配偶者	フリガナ	氏名	区分	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額	円
	個人番号				基礎控除の額	所得金額調整控除額	円
控除対象扶養親族	1	フリガナ	氏名	区分	個人番号	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	円
	2	フリガナ	氏名	区分	個人番号		
	3	フリガナ	氏名	区分	個人番号		
	4	フリガナ	氏名	区分	個人番号		
未成年者	死亡退職者	乙欄	本人が障害者その他	寡婦	ひとり親	勤労学生	円
支払者		個人番号又は法人番号		住所(居所)又は所在地		氏名又は名称	
						(電話)	

住所、個人番号（マイナンバー）、氏名、フリガナの記載は正確をお願いします。

・内数を記載した場合は、全数も必ず記載してください。  
・16歳未満の扶養親族も障害者控除の対象となるので忘れずに記載してください。

前職分を合算している場合等には、摘要欄に必ず記載してください。

・住宅借入金等特別控除がある場合は、可能額と居住年月日を記載してください。  
・住宅借入金等特別控除が特定取得等に該当する場合は、その旨を記載してください。

※ 記載漏れや記載誤りがあった場合は正しい額が控除されませんのでご注意ください。

収入金額ではなく、合計所得金額を記載してください。

被扶養者の氏名、フリガナ、個人番号（マイナンバー）を必ず記載してください。16歳未満の扶養親族も忘れずに記載してください。

※ 扶養親族の数欄に記載があっても、対象者の氏名、個人番号の記載がない場合は、正しく税額に反映できない場合があります。ご注意ください。  
※ 16歳未満の扶養親族については、市県民税の非課税判定および保険料等の算定に必要となります。  
※ 扶養親族が非居住者（国外居住者）である場合は、区分欄に「○」を付してください。

特別徴収の人には、乙欄、退職に○を付けないでください。

受給者生年月日を必ず記載してください。

支払者の個人番号又は法人番号を必ず記載してください。

**～給与支払報告書の提出前に再度ご確認ください～**

- 給与支払報告書の様式は、令和6年度（令和5年分）の様式を使用していますか？
- 受給者本人の個人番号（マイナンバー）は記入されていますか？
- 受給者の配偶者及び扶養親族の氏名・フリガナ・個人番号（マイナンバー）は記入されていますか？
- 上記の他、給与支払報告書に記入漏れはありませんか？
- 特別徴収者・普通徴収者を、正しく仕切り紙で分けてありますか？
- 総括表に記入した報告人員数と、実際の給与支払報告書の人数は一致していますか？
- 総括表に給与支払者の個人番号（個人事業主の場合）又は法人番号は記入されていますか？
- 総括表に印字されている給与支払者の名称・所在地等に変更はありませんか？